

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・保安林の指定の解除	林 政 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	教 育 政 策 課
・一般競争入札の参加者の資格等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公 告	所管課（室）名
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧	漁 業 振 興 課
・換地処分	農 村 整 備 課
・土地改良区の役員の就退任（5件）	〃
・測量の実施（2件）	建 設 企 画 課
・測量の終了（3件）	〃
・公聴会の開催（2件）	都 市 政 策 課
・一般競争入札の実施	教 育 政 策 課
・一般競争入札の実施	警 察 本 部 会 計 課
◎ 教育長公告	所管課（室）名
・長崎県公立学校教員採用選考試験の実施	高 校 教 育 課

告 示

長崎県告示第335号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所
長崎市脇岬町字原2785の6から2785の8まで、字諸町3294の4
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所
長崎市脇岬町字原2785の6から2785の8まで
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅

長崎県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市広高野町甲801番1地先から 島原市西町丙1429番1地先まで	前A	8.2~17.5	97.8	
	後A	8.2~17.5	97.8	
	後B	6.3~33.4	102.8	

長崎県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礪石原松尾町停車場線	島原市広高野町甲801番1地先から 島原市西町丙1429番1地先まで	令和5年5月2日

長崎県告示第338号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項
県立学校用ウイルス対策ソフトライセンス
- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
 - (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが

明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年6月2日（金）までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(6)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、長崎県教育庁教育政策課ホームページからダウンロードにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書（様式第2号）
- イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- カ 印鑑届（様式第3号）
- キ 口座振替申込書（様式第4号）

※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請の特例

長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づく入札参加資格を告示日現在で有している者で、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(6)に掲げる場所に提出することで、この告示に基づく申請書の提出に代えることができる。

- ア 印鑑届（様式第3号）
- イ 平成17年長崎県告示第474号に基づく資格審査結果通知書（写）

(5) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(6) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- 〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
- 〔名称〕長崎県教育庁教育政策課（情報化推進班）
- 〔電話〕095-894-3315

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第5号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

競争入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(3)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第339号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

交通管制センター上位装置の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号）に基づく排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から令和5年5月26日までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)

- ケ 登記簿謄本
 - ク 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - カ (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - キ (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ク (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - カ 印鑑届(様式第2号)
 - キ 口座振替申込書(様式第3号)
 - ク 取扱品目明細書(様式第4号)
 - ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
 - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
 - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2884
 - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知
- 資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告
- 競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を含む場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。
- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間
 - 入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県対馬市美津島町雞知甲112番地 4
黒田 豊喜
長崎県対馬市美津島町雞知甲1319番地
小嶋 滋美
- (2) 加入区
美津島町高浜加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
美津島町高浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市美津島町雞知甲1321番地
美津島町高浜漁業協同組合

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、鑑瀬地区に係る換地処分をした。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八斗木土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員		退 任 役 員	
氏 名	住 所	氏 名	住 所

前 田 行 外	雲仙市国見町土黒庚732番	前 田 行 外	雲仙市国見町土黒庚732番
前 田 政 明	雲仙市国見町土黒庚2058番 2	前 田 政 明	雲仙市国見町土黒庚2058番 2
前 田 利 夫	雲仙市国見町土黒庚2219番	前 田 利 夫	雲仙市国見町土黒庚2219番
前 田 修 治	雲仙市国見町土黒庚2062番	前 田 修 治	雲仙市国見町土黒庚2062番
丸 田 貞 明	雲仙市国見町土黒庚1938番	丸 田 貞 明	雲仙市国見町土黒庚1938番
前 田 安 浩	雲仙市国見町土黒庚1082番	前 田 安 浩	雲仙市国見町土黒庚1082番
吉 田 義 孝	雲仙市国見町土黒庚1312番	吉 田 義 孝	雲仙市国見町土黒庚1312番
酒 井 和 人	雲仙市国見町土黒庚1486番	酒 井 和 人	雲仙市国見町土黒庚1486番
栗 原 正 子	雲仙市国見町土黒庚1586番	田 中 和 秋	雲仙市国見町土黒庚1390番 1
堀 田 善 章	雲仙市国見町土黒庚781番	山 本 豊 昭	雲仙市国見町土黒庚1463番
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
酒 井 哲 男	雲仙市国見町土黒庚1484番	酒 井 哲 男	雲仙市国見町土黒庚1484番
坂 本 英 知	雲仙市国見町土黒庚308番	中 村 明 義	雲仙市国見町土黒庚1373番

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、愛津原土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
松 尾 敏 明	雲仙市愛野町乙3215番	山 川 平	雲仙市愛野町乙3880番

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、田平土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
岩 永 耕 一	平戸市田平町野田免190番地 3	野 口 雅 文	平戸市田平町里免1301番地 1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、生月中央土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
川 村 政 幸	平戸市生月町里免1755番地1	川 村 政 幸	平戸市生月町里免1755番地1
西 岡 正 幸	平戸市生月町里免2630番地	西 岡 正 幸	平戸市生月町里免2630番地
橋 本 正 雄	平戸市生月町里免2663番地	末 永 安 一	平戸市生月町里免3224番地
吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地	吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地
本 山 昌 信	平戸市生月町里免737番地	鳥 山 仁 司	平戸市生月町里免2116番地
田 中 富 男	平戸市生月町里免957番地	田 中 富 男	平戸市生月町里免957番地
田 中 弘 隆	平戸市生月町里免1033番地	田 中 弘 隆	平戸市生月町里免1033番地
吉 田 千 歳	平戸市生月町里免1704番地	坂 元 高 満	平戸市生月町里免1412番地
木 山 正 寿	平戸市生月町里免871番地	大 浦 清 人	平戸市生月町里免774番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
大 川 利 浩	平戸市生月町里免3968番地	大 川 利 浩	平戸市生月町里免3968番地
船 原 宗 正	平戸市生月町里免2477番地	船 原 宗 正	平戸市生月町里免2477番地
大 石 喜 一	平戸市生月町里免732番地	吉 田 千 歳	平戸市生月町里免1704番地
船 原 正 司	平戸市生月町山田免994番地		

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、小値賀土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
近 藤 博 明	北松浦郡小値賀町前方郷4311番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（国土広域情報 修

正) を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県全域	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県全域	令和5年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（航空重力測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県内全域	令和5年3月31日

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から基本測量（電子基準点測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

基本測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
長崎県長崎市、佐世保市、島原市、大村市、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵郡川棚町、南松浦郡新上五島町	令和5年3月31日

公聴会の開催（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の変更に関する都市計画の案の作成のため、同法第16条の規定より、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月2日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 作成しようとする都市計画の案

長崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（長崎県決定）

2 作成しようとする都市計画の案の概要

長崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針については、平成16年5月に当初の都市計画決定を行い、その後、社会情勢の変化を踏まえた「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」により集約型の都市づくり（コンパクトシティの構築）やまちなかの活性化などを推進する方針を定めるなどの第1回変更を平成26年10月に行っている。

今回、立地適正化計画や地域公共交通計画などの各種関連計画を活用して、集約型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワークの実現）を推進していくことで、地域の拠点に様々な都市機能を集積し集客力を高めてにぎわいを創出するとともに、地域における公共交通の維持及び利用促進を図っていくことを都市計画の目標に定めることや第1回変更から一定の期間が経過し、各種事業の進捗や社会経済情勢などに変化が生じていることから、1の都市計画の見直しを行う。

3 公聴会の日時及び場所

対 象	対象市町	日 時	場 所	公述申出書提出期限日
長崎都市計画	長崎市、諫早市、長与町及び時津町	令和5年6月18日（日） 11時から	長崎県庁3階会議室 （長崎市尾上町3-1）	令和5年 6月8日（木）まで

4 公述の申出方法

公述を希望する者は、次の様式（公述申出書）により、3の公述申出書提出期限までに、知事あてに提出すること。

なお、公述の申し出がない場合には、公聴会は開催しない。

公述申出書

令和 年 月 日に開催される公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。

令和 年 月 日

長崎県知事 様

公述申出人
住所
氏名

印

年齢	職業	電話番号
記		
1. 意見の要旨		
2. 理由		
3. 公聴会会場		

公聴会の開催（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分の変更に関する都市計画の案の作成のため、同法第16条の規定より、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年5月2日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 作成しようとする都市計画の案

長崎都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分（長崎県決定）

2 作成しようとする都市計画の案の概要

長崎都市計画区域では、昭和46年3月31日に市街化区域と市街化調整区域との区分が定められた。それにより、長崎都市計画区域では、市街地として整備開発する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の二つに線引きされ、道路、公園、下水道、住宅団地などの市街地整備のための公共投資は主として市街化区域へ、農業、林業及び水産業振興のための投資は主として市街化調整区域へ行われてきた。

その後、市街化の動向や土地利用の変化に対応して昭和52年7月1日、昭和59年2月6日、平成4年9月11日、平成13年10月9日、平成26年10月17日に全体的な見直しを行ったが、前回の見直しから8年を経過し、その間に様々な情勢の変化が生じていることから、今回、6回目の全体見直しを行う。

(1) 今回の変更の基本的な方針

長崎県では、暮らしやすく活力ある都市環境の形成を図るため、平成19年3月に「長崎県にぎわいの都市づくり基本方針」を策定した。その実現に向け、市街地のにぎわいを取り戻し、また、高齢者から子どもまであらゆる世代が不便なく、安心して暮らせる環境を形成するため、立地適正化計画や地域公共交通計画などの各種関連計画を活用し、集約型の都市づくり（コンパクト・プラス・ネットワークの実現）を推進することとしている。

このような状況に鑑み、人口や産業の将来見通し、各種開発計画の動向等を踏まえ、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即し、土地利用の整序化を推進し良好な都市環境の形成を図るため、第6回目の区域区分の見直しを行う。

(2) 変更についての具体的な考え方

次に掲げる土地の区域で、必要と認められるものについて市街化区域へ編入する。

ア 計画的な開発事業が完了した区域又は施行中の区域

イ 公的機関による公有水面埋立事業が完了した区域又は施行中の区域

ウ 既成市街地に連続し、かつ現に相当程度宅地化していることにより、既に市街地を形成していると認められる土地の区域

エ 区域区分の境界となっていた地形、地物の変更等により、境界の明確化を図るために市街化区域とすることが適切な区域

市街化区域のうち次に掲げる土地の区域は、原則として市街化調整区域へ編入する。

オ 現に市街化されておらず、当分の間営農が継続されることが確実であること等により計画的な市街地整備の見込みのない区域で、当該市街化区域の一体的かつ計画的整備を図るうえで支障のないもの

カ 崖崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の発生のおそれのある土地を含む区域で、土地利用の状況により支障のないもの

キ 区域区分の境界となっていた地形、地物の変更等により、境界の明確化を図るために市街化調整区域とすることが適切な区域

また、農用地区域、集团的農用地、土地基盤整備事業等の対象農用地並びに農林漁業の維持保全施設用地

については、市街化区域に含めない。

3 公聴会の日時及び場所

対 象	対象市町	日 時	場 所	公述申出書提出期限日
長崎 都市計画	長崎市、諫早市、 長与町及び時津町	令和5年6月18日（日） 11時から	長崎県庁3階会議室 （長崎市尾上町3-1）	令和5年 6月8日（木）まで

4 公述の申し出について

公述を希望する者は、次の様式（公述申出書）により、3の公述申出書提出期限までに、知事あてに提出すること。

なお、公述の申し出がない場合には、公聴会は開催しない。

公述申出書			
令和 年 月 日に開催される公聴会において、下記のとおり意見を述べたいので、申し出ます。			
			令和 年 月 日
長崎県知事 様			
公述申出人			
住所			
氏名			
印			
年齢		職業	電話番号
記			
1. 意見の要旨			
2. 理由			
3. 公聴会会場			

一般競争入札の実施（公告）

県立学校用ウイルス対策ソフトライセンスについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達の内容
県立学校用ウイルス対策ソフトライセンス
- (2) 調達の仕様等
仕様書による。
- (3) ライセンス期間
令和5年7月1日から令和10年6月30日まで
- (4) 納入場所及び条件
仕様書による。
- (5) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県立学校用ウイルス対策ソフトライセンスに関する令和5年5月2日付けの競争入札の参加者の資格等（長崎県告示第338号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

4 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

- （住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県教育庁教育政策課（情報化推進班）
（電話）095-894-3315（直通）

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書等の交付方法

長崎県教育庁教育政策課ホームページ上（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-somu/index.html>）において掲載する。

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

- （提出場所）4の部局等とする。
（提出期日）令和5年6月2日（金）17時00分

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

- （場所）長崎県庁行政棟7階701会議室
（期日）令和5年6月14日（水）10時00分開始

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

- （郵送による場合の入札書の受領期限等）
（受領期限）令和5年6月13日（火）17時00分（必着）
（提出先）長崎県教育庁教育政策課

（その他）郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便等受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。郵送による場合は、代理人による入札は認められないこと。
郵送以外による入札の場合は、開札の日時及び場所での入札となること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 例示品と同等のもので入札する者で、同等品の承認がなされなかったとき。

(10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。

(11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。

(13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(6) 入札執行回数は3回を限度とする。3回まで落札者が決定しない場合は、令第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する

る協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Anti-virus software License

(2) License period:

July 1, 2023 through June 30, 2028

(3) Delivery place:

As shown in the tender documentation

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. June 13, 2023

(5) Date and time for the opening of tender:

10:00 a.m. June 14, 2023

(6) Point of Contract:

Educational Policy Division,
Board of Education,
Nagasaki Prefectural Government,
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN
TEL 095-894-3315

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和5年5月2日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

交通管制センター上位装置の賃貸借及び保守
交通管制センター上位装置 1式
※詳細は入札説明書による

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日まで

(4) 設置場所

長崎県警察本部外

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でな

いこと。

- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和5年長崎県告示第339号）に基づき、物品の借入れに係る競争参加資格を入札日現在で有している者であること。
 - (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県警察が行う各種契約等からの暴力団等排除に関する事務処理要領（令和5年2月17日付け崎組（暴排）第7号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
- 前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の提出場所へ提出すること。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県出納局物品管理室
- （電話）095-895-2884
- （提出期限）令和5年5月26日（金）17時00分
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
- （住所）〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- （名称）長崎県警察本部 警務部会計課（調度係）
- （電話）095-820-0110 内線2231
- 5 契約条項を示す場所
- 4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
- （期 間）この公告の日から令和5年6月16日（金）までの間（県の休日を除く。）
- （場 所）4の部局等とする。
- （その他）入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
- （場所）長崎県警察本部3階入札室
- （期日）令和5年6月22日（木）13時30分開始
- 開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
- （受領期限）令和5年6月21日（水）17時00分必着
- （提出先）長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
- （その他）郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
 - (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:
Traffic control center host device 1 formula
 - (2) lease period:
March 1, 2024 through February 28, 2029
 - (3) Installation Location:
Nagasaki Prefectural Police Headquarters, etc.
 - (4) Time-limit for tender (must arrive by post by this date):
5:00 p.m. June 21, 2023

- (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m. June 22, 2023
- (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police
Tel 095-820-0110 ext 2231
-

教 育 長 公 告

長崎県公立学校教員採用選考試験の実施（公告）

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験を次のとおり実施する。

令和5年5月2日

長崎県教育委員会
教育長 中崎 謙司

1 目 的

長崎県公立学校教員の採用にあたり、選考資料とするために実施する。

2 選考校種・職、教科・科目、採用予定者数

校種・職	採用予定者数	
小学校教諭	260	一般受験（256）、離島枠（4）
中学校教諭	120	国語（15）、社会（11）、数学（12）、理科（15）、音楽（12）、美術（8）、保健体育（13）、技術（6）、家庭（14）、英語（14）
高等学校教諭	80	国語（8）、地理歴史〔世界史（2）、日本史（3）、地理（2）〕、公民（1）、数学（8）、理科〔物理（1）、化学（2）、生物（1）〕、保健体育（6）、芸術〔音楽（1）、美術（1）〕、英語（15）、家庭（4）、情報（3）、農業（2）、工業〔機械（3）、電気（6）、建築（3）、土木（1）〕、商業（6）、水産〔機関（1）〕
特別支援学校教諭	25	小学部（10）、中学部・高等部（15）
養護教諭	21	
計	506	

- (注) ① 他校種及び他教科・科目との重複出願は認めない。
 ② 高等学校教諭（国語・英語）の採用予定者数には、国語又は英語に加え、中国語又は韓国語のいずれかを教えることができる者若干名を含む。
 ③ 高等学校保健体育の採用については、長崎市教育委員会が実施する長崎市公立学校教員採用選考試験と合同で行う（併願可）。長崎市公立学校の採用については、長崎市公立学校教員採用選考試験実施要項を確認すること。また、第1次試験の際に、採用に関する希望調査を別途行う。
 ④ 特別支援学校教諭志願者は、受験区分「特A」「特B」のうち、いずれかを選択して出願すること。また、志願する部（小学部又は中学部・高等部）を選択すること（「第1次試験」参照）。
 ⑤ 採用にあたって、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師として任用する。

3 選考区分・受験種別・出願資格

選考区分には、一般選考と障害者特別採用選考がある。さらに、受験種別として、特別採用選考A～H及び免除申請がある。選考区分については、出願時に一般選考又は障害者特別採用選考のいずれか1つを選ぶ。さらに、特別採用選考A～H及び免除申請を希望する場合は、受験種別について該当するものを選ぶ。

一般選考については、【共通受験資格】を満たすことで出願できる。また、障害者特別採用選考及びその他の特別採用選考については、【共通受験資格】と【個別受験資格】の両方を満たすことで出願できる。

なお、受験資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

【共通受験資格】

(1) 昭和39年4月2日以降に生まれた者。 (2) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。(注) (3) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

- (注) ① 特別免許状又は臨時免許状の取得を前提として出願する場合を除く（別表1・2参照）。
 また、小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により受験する者については、合格後2年以内（令和8年3月31日まで）に必要な免許状を取得見込みの者も受験できる（「社会人特別採用選考」参照）。
 ② 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、中国語又は韓国語の教諭普通免許状を有しない者も出願できる。
 ③ 高等学校教諭（水産）については、水産又は商船の教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。なお、三級海技士（機関）以上の海技免許状を有し、5年以上船舶に乗船の経験を有する者で、技術優秀と認められる者（良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者）は、商船の教諭普通免許状を申請することができる。
 ④ 特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。
 ※放送大学や免許法認定講習等で取得中の者は、免許取得の要件について、事前に県教育庁義務教育課総務企画班（TEL：095-894-3372）に必ず確認すること。

<別表1> 特別免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

対象校種・教科	出願資格
【中学校】 英語 家庭	令和5年11月30日までに、次の(1)及び(2)の両方を満たす者。 (1) 次の①～③のいずれかに該当する者。 ① 学校教育法第1条に規定する学校等における、教科に関する授業に携わった経験が、1学期間以上ある者。 ② 教科に関する専門分野に関して、営利企業やその他の法人(社団法人、財団法人、NPO法人等)、外国にある教育施設等における勤務経験等が概ね3年以上ある者。 ③ 優れた知識経験等を有する者。 ・教科に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる資格を有する者。 ・修士号、博士号の学位を有する者(原則として専攻分野に相当する教科に関する専門的知識経験等を備えていること)。 など (2) 勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状が提出できる者。
【高等学校】 英語 家庭 情報 農業 工業 商業	
【特別支援学校】 自立活動	

(注) 特別支援学校(自立活動)については、特別採用選考により受験する場合に限る(「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考」参照)。

<別表2> 臨時免許状の取得を前提に出願できる校種・教科

対象校種・教科	出願資格
【中学校・高等学校】 英語	英語資格等保有者特別採用選考を、申請要件(3)又は(4)で出願する者(「英語資格等保有者特別採用選考」参照)。
【中学校・高等学校】 家庭	栄養教諭の普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。

(注) 合格者は臨時免許状による助教諭採用とし、採用後の勤務実績が良好と認められた場合は、翌年度から教諭(特別免許状による)として任用する。

【個別受験資格】

選考区分	申請要件等
一般選考	【共通受験資格】の要件
障害者特別採用選考	【対象】すべての校種・職・教科 次の(1)～(5)のいずれかに該当し、教員としての職務遂行が可能な者。 (1) 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者。 (2) 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という)もしくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る)の交付を受けている者。 (3) 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者。 (4) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者。 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者。

受験種別	申請要件等
特別採用選考	A 離島教育 【対象】小学校教諭 採用から10年連続して、原則同一離島市町に勤務できる者。 (離島市町は、対馬市・壱岐市・五島市・新上五島町を基本とする)
	B 特定教科(情報) 【対象】高等学校教諭(情報) 次の(1)～(3)の全てを満たす者。 (1) 大学又は大学院(短期大学を除く)を卒業(修了)し、学士以上の学位を取得している者。 (2) 平成21年度春期からの試験制度で、下記の試験のいずれかの合格者、あるいは、下記のいずれかの資格に相当する研究により、修士又は博士号を取得している者(令和6年3月31日までに取得見込みでも可)。 ①基本情報技術者 ②応用情報技術者 ③ITストラテジスト ④システムアーキテクト ⑤プロジェクトマネージャ ⑥ネットワークスペシャリスト ⑦データベーススペシャリスト ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト ⑨ITサービスマネージャ

	<p>⑩システム監査技術者 ⑪情報処理安全確保支援士</p> <p>(3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用等に従事し、出願時までに通算3年以上の勤務経験を有する者。</p>
<p>C 社会人</p>	<p>【対象】すべての校種・職・教科 次の(1)～(3)のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 民間企業等(国公立及び私立の小・中・高・特別支援学校を除く)において、平成28年4月1日以降、令和5年5月31日までに通算5年以上の勤務経験を有する者。</p> <p>(2) 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア等として、平成30年4月1日以降、令和5年5月31日までに通算2年以上の国際貢献活動の経験を有する者。</p> <p>(3) 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、合わせてその施設を青少年の利用に供する目的で、国もしくは地方公共団体が設置した青少年教育施設(少年自然の家、青年の家等)において、指導業務の従事者として位置付けられ、平成30年4月1日以降、令和5年5月31日までに通算3年以上の勤務経験を有する者。</p>
<p>D 英語資格等 保有者</p>	<p>【対象】中学校・高等学校教諭(英語) CEFR B2相当(別表3参照)の英語の語学力を有する者で、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 志願する校種の英語教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。</p> <p>(2) 民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が平成30年4月1日以降、令和5年5月31日までに3年以上ある者。</p> <p>(3) 英語以外の教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者。</p> <p>(4) 大学又は大学院において(科目等履修生を含む)、「教育の基礎的理解に関する科目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得又は令和6年3月31日までに取得見込みで、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ(授業、特別活動などの実践経験)等を令和5年12月末までに終了している者。</p>
<p>E 本県本務教員 退職者</p>	<p>【対象】すべての校種・職・教科 次の(1)～(3)の全てを満たす者。</p> <p>(1) 本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者(休職、育休等の期間は除く)。</p> <p>(2) 育児等(育児、介護等)や諸般の事情(家族の転勤等による転居、転職等)を理由に本県公立学校を退職した者のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者。</p> <p>①平成25年4月1日以降に退職した者。</p> <p>②平成25年3月31日以前に退職した者で、令和2年4月1日から令和5年5月31日までに本県公立学校の臨時的任用教員として勤務実績がある者。</p> <p>(3) 懲戒処分歴がない者。</p>
<p>F 理学療法士・ 作業療法士・ 言語聴覚士 有資格者</p>	<p>【対象】特別支援学校教諭 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、当該資格に基づく重症心身障害児(者)の臨床経験が、平成30年4月1日以降、令和5年5月31日までに3年以上ある者。</p>
<p>G スポーツ 指導者</p>	<p>【対象】高等学校教諭 平成28年4月1日以降、令和5年5月31日までに、国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した選手の指導者又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた選手の指導者。</p>
<p>H 大学推薦</p>	<p>【対象】小学校教諭、中学校教諭(国語、理科、音楽、美術、技術、家庭、英語)、 高等学校教諭(国語、英語、家庭、工業)、特別支援学校教諭 長崎県公立学校教員を第一志望とする者のうち、教師として優れた実践力を発揮することができる学長又は研究科長又は学部長が推薦する者で、次の(1)～(3)の全てを満たす者。</p> <p>(1) 対象となる一種免許状もしくは専修免許状(小学校及び中学校は二種免許状も可)を有する者又は令和6年3月31日までに確実に取得できる見込みの者。</p> <p>(2) 長崎県教育委員会が求める教師像に見合う資質・能力を有する者。</p> <p>(3) 学業成績が優秀である者。</p>

特別採用選考

4 特別採用選考の詳細

【共通事項】

- ① 電子申請に加えて、各特別採用選考の申請手続きに従って申請すること。申請書及び各種様式は、採用試験ホームページからダウンロードすること。
- ② 下記の特別採用選考の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**特別採用選考による受験の可否については受験票により通知する**。なお、審査の結果、特別採用選考の対象とならなかった場合は、一般選考での受験となる（(注)【共通受験資格】を満たす者に限る）。

【障害者特別採用選考】

- ① 採用予定者数は20名とする。なお、選考については、一般選考と分けて行う。
- ② 「障害者特別採用選考申請書」を出願期間内に郵送にて提出すること。申請書用紙の郵送を希望する場合は、返信用封筒〔長形3号（12.0cm×23.5cm）、返信先記入の上、84円郵便切手貼付〕を添えて、長崎県教育庁高校教育課に請求すること。
- ③ 申請書の記載内容により、必要に応じ、受験上の配慮をする（下表参照）。また、実技の免除等も審査の上、行う。

筆記試験・実技試験において提供可能な合理的配慮の例
点字受験、拡大鏡の使用、問題用紙等の拡大、試験時間の延長、手話通訳者の派遣、補聴器等の聴覚補助具の使用、パソコン等の使用、試験会場・机等の配慮、別室受験 など

【A】離島教育特別採用選考

- ① 採用予定者数は、4名とする。なお、本特別採用選考で合格しない場合は、一般選考の対象となる。
- ② 電子申請の際に、「離島教育特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。

【B】特定教科（情報）特別採用選考

- ① 採用予定者数は、高等学校教諭（情報）の採用予定者数に含む。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる（特別免許状による採用）。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【C】社会人特別採用選考

- ① 採用予定者数は、若干名とする（採用予定者数の1割以内）。
- ② 小学校・中学校教諭志願者については、合格後2年以内（令和8年3月31日まで）に志願する校種・教科の普通免許状を取得見込みの者も出願できる。
- ③ 電子申請の際に、「社会人特別採用選考申請書」を添付書類として送信すること。また、上記②の者については、名簿登載期間更新制度についても併せて申請すること（「名簿登載期間更新制度」参照）。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。
- ⑤ 第2次選考の合格者には、職歴確認のため「在職証明書」の提出を求める。

【D】英語資格等保有者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、中学校・高等学校教諭（英語）のそれぞれの採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に郵送にて提出すること。ただし、資格試験については、平成30年4月1日以降に受験した試験を対象とする。
- ③ 申請要件（2）により出願する者は、「実務経験証明書（英語を使用した業務に従事していることが分かる書類）」も併せて出願期間内に郵送にて提出すること。また、合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ④ 申請要件（4）により受験を希望する者は、単位の取得やインターンシップの実施について事前に大学に確認し、不明な点等がある場合は大学を通じて高校教育課（095-894-3358）に問い合わせること。また、第2次選考に合格した者は、令和5年12月末までに大学作成の「学力に関する証明書」及び「推薦書」を提出すること。
- ⑤ 各申請要件別の「選考上の特別措置」及び「出願及び採用の取扱い」については、次表のとおりとする。

申請要件	選考上の特別措置	出願及び採用の取扱い
(1)	第1次試験の全てを免除する。	
(2)		普通免許状を有しない者も出願可。特別免許状による採用。
(3)	第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。	臨時免許状による採用。
(4)		普通免許状を有しない者も出願可。臨時免許状による採用。

(注) 特別免許状・臨時免許状による採用については、別表1・2を併せて確認すること。

<別表3> CEFR B2 相当について

検定名称	実施団体	基準	備考
実用英語技能検定 英検 S-CBT 英検 CBT	日本英語検定協会	Ⅰ級又は準Ⅰ級合格者	英検 IBA は不可
TOEIC Listening & Reading Test	国際ビジネスコミュニケーション協会	785 点以上取得者	IP テストオンラインは不可
TOEFL iBT	国際教育交換協議会	72 点以上取得者	
ケンブリッジ英語検定	日本ケンブリッジ英語検定機構	160 点以上取得者	
GTEC	ベネッセコーポレーション	1190 点以上取得者	アセスメント版は不可
IELTS	ブリティッシュ・カウンシル、 日本英語検定協会	5.5 以上取得者	
TEAP	日本英語検定協会	309 点以上取得者	
TEAP CBT	日本英語検定協会	600 点以上取得者	

【E】本県本務教員退職者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・職・教科の採用予定者数に含む。
- ② 申請要件を満たすことを明らかにする「自己申告書」を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【F】理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、各1名とする。
- ② 普通免許状を有しない者も出願できる（特別免許状による採用）。合格後、勤務した学校又は企業等からの推薦状を郵送にて提出すること（別表1参照）。
- ③ 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」及び「実務経験証明書」（重症心身障害児（者）の臨床に従事していることが分かる書類）を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。

【G】スポーツ指導者特別採用選考

- ① 採用予定者数は、若干名とする（採用予定者数の1割以内）。
- ② 「スポーツ指導者特別採用選考申請書」及び申請要件を満たすことを明らかにする書類（大会要項の写し、賞状の写し（A4判に縮小すること）、競技団体が発行する成績証明書等）を出願期間内に郵送にて提出すること。
- ③ 選考上の特別措置として、第1次試験の教職・一般教養試験を免除する。なお、高等学校教諭（保健体育）志願者は、第1次試験の実技試験も免除する。

【H】大学推薦特別採用選考

- ① 採用予定者数は、各校種・教科の採用予定者数に含む。
- ② 別途定める「大学推薦特別採用選考実施要項（教員採用試験ホームページに掲載）」を参照すること。また、所属の大学が推薦指定校であるかを大学担当者に確認の上、手続きをすること。
- ③ **大学での手続きに加え、出願期間内に必ず電子申請も行うこと。**
- ④ 選考上の特別措置として、第1次試験の全てを免除する。なお、中学校教諭（技術・家庭）については、第2次試験の実技試験も免除する。

5 免除申請

下記の区分の対象となる志願者のうち、申請があった者について審査し、**免除の可否については受験票により通知する**。なお、下記の区分の重複申請は認めない。また、特別採用選考との重複申請については、「特別採用選考と免除申請の重複申請」を参照すること。

区分	対象	申請要件	免除内容
体免	中学校・高等学校教諭 (保健体育) 志願者	国際レベルの大会(オリンピック大会、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において優秀な成績を収めた者。	第1次試験の全て 又は教職・一般教養試験
特免	高等学校教諭 (保健体育以外) 志願者	次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者。 (1)スポーツの分野において、国際レベルの大会(オリンピック、アジア大会等)に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者。 (2)文化・芸術の分野において、国際レベルのコンクール・展覧会等に日本代表もしくはこれに準ずる資格により出場した者、又は全国レベルのコンクール・展覧会等において、優秀な成績を収めた者。 ※(1)・(2)ともに高校以降の実績に限る。また、団体種目にあつては、メンバー登録された者に限る。	第1次試験の教職 ・一般教養試験
臨免	全ての校種・職の 臨時的任用等教員	平成30年度から令和5年度において、本県又は本県以外の国公立学校で3か年度(障害者特別採用選考は2か年度)以上臨時的任用等教職員を経験した者(各年度の任用期間は、長短にかかわらず1年と算定する)のうち、令和5年度において、本県国公立学校に教員として臨時的に任用され、優秀と認められる者(非常勤講師及び任期付短時間勤務職員を含む)。なお、本県以外の国公立学校において本務教職員又は臨時的任用等教職員としての勤務経験がある者については、申請時に平成30年度から令和4年度までの勤務を証明できるものを提出すれば、勤務歴に加えることができる。	第1次試験の教職 ・一般教養試験
本免	全ての校種・職の 国公立学校本務教員	令和5年4月1日時点において、他自治体の国公立学校本務教員で、受験する校種・職、教科・科目と同一の本務教員経験を2年以上有しており、令和5年度末まで他自治体で国公立学校本務教員として勤務を継続する者。	【小学校教諭】 【中学校教諭】 【特別支援学校教諭】 【養護教諭】 第1次試験の全て 及び第2次試験の 実技試験 【高等学校教諭】 第1次試験の教職 ・一般教養試験
通免	小学校教諭・ 中学校教諭志願者 高等学校教諭・ 特別支援学校教諭・ 養護教諭志願者	令和6年度採用選考試験(小学校・中学校教諭)の第1次試験の全てを免除する「通知書」が発行された者。ただし、令和5年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種、教科・科目を受験する者に限る。 令和5年度採用選考試験の第2次試験結果通知において令和6年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除することが記載されていた者(高等学校・特別支援学校は区分Ⅱ合格後、名簿登載されなかった者)。ただし、令和5年度採用選考試験で受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目を受験する者に限る。	第1次試験の全て

- (注) 【体免】 中学校・高等学校教諭(保健体育)志願者に関する免除申請
 【特免】 特別な分野に関する免除申請
 【臨免】 臨時的任用等教職員経験者に関する免除申請
 【本免】 国公立学校本務教員に関する免除申請
 【通免】 前年度選考試験の結果通知に関する免除申請

【申請手続き】

電子申請に加えて、各区分の申請手続きに従って申請すること。各種申請書及び様式は、採用試験ホームページからダウンロードし、郵送の場合は両面印刷（両面コピー）で提出すること。

区分	申請手続き
体免	「免除申請書（体免）」及び要件に係る大会の賞状の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体が発行する成績証明書、あるいは日本代表として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて提出すること。
特免	「免除申請書（特免）」及び要件に係る大会の賞状等の写し（A4判に縮小すること）又は競技団体等が発行する成績証明書、あるいは選手等として出場したことを証明する書類を出願期間内に郵送にて提出すること。
臨免	「免除申請書（臨免）」に必要事項を記入し、 5月9日（火）までに 現在勤務する学校の校長あて提出すること。
本免	電子申請の際に「免除申請書（本免）」を添付書類として送信すること。ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で第2次試験のオンライン受験を希望する者は、郵送での出願となるため（電子申請不可）、「免除申請書（本免）」については願書等と併せて出願期間内に郵送にて提出すること。また、オンライン受験は、長崎会場受験と出願期間や試験日が異なっているため注意すること（「出願手続き・受験票の交付」、「第2次試験」参照）。なお、長崎会場受験とオンライン受験の重複受験はできない。
通免	以下のものを出願期間内に郵送にて提出すること。 ・小学校・中学校教諭志願者は「通知書」の写し ・小学校・中学校教諭以外の志願者は「令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験第2次選考結果に係る通知書」の写し ・写真票（写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入したもの） ・返信用封筒1通〔角形2号（24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き）、返信先を記入（8月上旬に確実に受け取れる住所を記入すること。また、「～行」と書かず「～様」とすること）の上、郵便切手300円分を貼付しておくこと〕

6 特別採用選考と免除申請の重複申請

特別採用選考及び免除申請については、別表4・5に示すⅠ～Ⅲ群間での重複申請はできる。ただし、Ⅲ群内の重複申請はできない。

<別表4>

群	種 別
Ⅰ群	【障特】 障害者特別採用選考
Ⅱ群	【離特】 離島教育特別採用選考
Ⅲ群	【情特】 特定教科（情報）特別採用選考 【社特】 社会人特別採用選考 【英特】 英語資格等保有者特別採用選考 【本特】 本県本務教員退職者特別採用選考 【理特】 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士有資格者特別採用選考 【斯特】 スポーツ指導者特別採用選考 【推特】 大学推薦特別採用選考 【免除】 各種免除申請 ※「免除申請」を参照

<別表5>

志願校種・職	Ⅰ群	Ⅱ群	Ⅲ群							
	障特	離特	情特	社特	英特	本特	理特	斯特	推特	免除
小学校教諭	●	■		◆		◆			◆	◆
中学校教諭	●			◆	◆	◆			◆	◆
高等学校教諭	●		◆	◆	◆	◆		◆	◆	◆
特別支援学校教諭	●			◆		◆	◆		◆	◆
養護教諭	●			◆		◆				◆

（注）●・■・◆のうち、同じ記号は1つだけ選択可。例えば、小学校教諭志願者の場合、【障特】＋【離特】＋【社特】の重複申請はできるが、【社特】＋【免除】のようなⅢ群内での重複申請はできない。

7 加点制度

下記の志願校種でそれぞれの要件を満たす者については、加点申請により、第1次試験に加点する。**加点は最大で2項目、合計6点までとする**（同一項目内での複数申請は不可）。なお、一部については、**令和6年3月31日までに取得見込みの者も申請ができる**。ただし、対象の免許状又は資格が取得できなかった場合は、第2次試験に合格していても、**内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す場合がある**ので

注意すること。

【加点申請ができる校種・職・要件及び加点される点数】

申請要件	志願校種・職及び加点					
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校		養護教諭
				特A	特B	
① 司書教諭の資格を有する者又は取得見込みの者。	3	3	3	3	3	
② 大学院を修了した者又は大学院に在学している者。	3	3	3	3	3	3
③ 英検2級以上、TOEFL(iBT)61点以上又はTOEIC(L&R)550点以上のいずれかを有する者。 ※受験期日は問わない。 CEFR B2相当の英語の語学力を証明する資格を有する者(別表3参照)。 ※平成30年4月1日以降に受験した試験を対象とする。	3				小学部 3	
			英語 3	英語 3		中等部 英語 3
④ 特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。	3	3	3			
⑤ 小学校・中学校両方の免許を有する者又は取得見込みの者。	3	3				
⑥ 複数教科の中学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。		3			中学部 3	
⑦ 志願教科以外に、中学校教諭普通免許状「音楽・美術・技術・家庭のいずれか」を有する者又は取得見込みの者。	6	6				
⑧ 高等学校教諭志願者(情報以外)で、高等学校教諭普通免許状「情報」を有する者又は取得見込みの者。			情報以外 3		高等部 3	
⑨ 高等学校教諭志願者(福祉以外)で、高等学校教諭普通免許状「福祉」を有する者又は取得見込みの者。			福祉以外 3			
⑩ 特別支援学校教諭(小学部)志願者で、中学校教諭、高等学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				小学部 3	小学部 3	
⑪ 特別支援学校教諭(中学部・高等部)志願者で、小学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				中等部 3	中等部 3	
⑫ 視覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				3	3	
⑬ 聴覚障害に関する教育の領域を定めた特別支援学校教諭普通免許状を有する者又は取得見込みの者。				3	3	
⑭ 「臨床心理士」「公認心理師」の資格を有する者。				3	3	
⑮ 「社会福祉士」「精神保健福祉士」「介護福祉士」の資格を有する者。				3	3	
⑯ 「看護師」の免許状を有する者。						3

【申請手続き】

出願時の電子申請システムからの入力に加え、**第1次試験当日**に、「加点申請書」及び各要件を証明する下記の書類の**原本**を提出すること(「加点申請書」は、採用試験ホームページからダウンロードする)。

①については「修了証書」又は「取得見込み証明書」、②については「大学院修了証明書」又は「在学証明書」、③については「合格証」や「認定証」等、その資格を証明するものを提出すること。④～⑯については、それぞれの免許状又は受講中であることを証明するものを提出すること。なお、⑯については、厚生労働省発行の「登録済証明書(看護師籍)」も可とする。

8 出願手続き・受験票の交付

(1) 出願方法

原則として、インターネットを利用した電子申請で出願すること。

ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、郵送で出願すること（電子申請不可）。

なお、郵送の場合は、願書（両面印刷）、各種申請書（該当者のみ）を採用試験ホームページからダウンロードして作成し、封筒〔角形2号（24.0cm×33.2cm）〕に入れ、封筒の表に志願校種・職、教科・科目を記入の上、必ず簡易書留で送ること。

- ※1 身体的な事情により受験に際して配慮を必要とする場合は、該当欄にその旨を入力すること。
- ※2 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者については、電子申請に加えて、中国語又は韓国語の能力を証明するものを出願期間内に郵送すること。

●長崎県電子申請システム

https://s-kantan.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 出願先（校種・職に関わらず下記に提出すること）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 長崎県教育庁 高校教育課 県立学校人事班

※ 実施要項の郵送を希望する場合は、返信用封筒〔角形2号（24.0cm×33.2cm）、返信先記入、210円郵便切手貼付〕を添えて、上記に申し込むこと。

(3) 出願期間

令和5年5月15日（月）午前10時 ～ 5月25日（木）午後5時まで

（郵送の場合は、5月25日（木）までの消印有効）

※ ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、以下の期間とする。

令和5年5月15日（月）～ 7月28日（金）必着

(4) 受験票の交付

令和5年6月16日（金）発送予定

※1 ただし、小学校・中学校の「本免」申請者で、第2次試験のオンライン受験を希望する者は、令和5年8月2日（水）発送予定。

※2 受験票が発送予定日後2週間以内に到着しない場合や、記載内容に不備等がある場合は、すみやかに高校教育課（オンライン受験については義務教育課）まで連絡すること。

9 第1次試験

(1) 期日及び試験会場等

期 日	試 験 会 場		
令和5年 7月9日（日）	長崎県立長崎西高等学校	長崎市竹の久保町12-9	TEL：095-861-5106
	長崎市立長崎商業高等学校	長崎市泉町1125	TEL：095-887-1511

校種・職	時 間		11:30		12:00		12:50	
	9:00	9:50	10:40					
小学校教諭	受付 ・ 諸注意	教職・ 一般教養 (50)	休 憩	専門教科・科目（80）		昼 食		
中学校教諭				専門教科・科目（80）				
音・美・保体				専門教科・科目（50）	オリエンテーション		実 技	
英 語				専門教科・科目（80）			英会話カテスト	
高等学校教諭				専門教科・科目（80）				
音・美・保体				専門教科・科目（50）	オリエンテーション		実 技	
英 語				専門教科・科目（80）			英会話カテスト	
特別支援学校教諭				特A	専門教科・科目（80）			
特B				出願時に希望した教科・科目と同じ（実技も含む）			出願時に希望した教科・科目と同じ（実技も含む）	
養護教諭				専門教科・科目（80）				

- (注) ① 試験会場と集合時刻については、受験票により通知する。
 ② 試験会場への電話による問い合わせは、試験当日のみとする。
 ③ 高等学校教諭（国語・英語）の志願者で、中国語又は韓国語を教えることができる教諭を希望する者についても、全て高等学校国語科、英語科教諭と同じ試験を受験すること。
 ④ 特別支援学校教諭の志願者で、受験区分「特B」を選択する者は、出願時に選択した教科・科目と同じ試験（実技試験も含む）を受験すること。
 ⑤ 不正防止の観点から、通信機能を備えたウェアラブル端末腕時計は不可とする。
 ⑥ 各試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。

(2) 筆記試験内容

校種・職	筆記試験の内容等			
	教職・一般教養	専門教科・科目		
小学校教諭	教育原理・教育心理・教育法規等教職に関するもの、及び教員に必要な一般的教養	小学校の全教科		
中学校教諭		志願した教科（英語受験者はリスニングを含む）		
高等学校教諭		志願した教科又は科目（英語受験者はリスニングを含む） ※ 地理歴史・公民・理科・工業については、専門科目の他に、その教科全般の問題も課す（地理歴史は公民、公民は地理歴史も含む）。		
特別支援学校教諭		受験区分	特A	特別支援教育に関する内容
		特A又は特Bのいずれかを選択	特B	小学校・中学校・高等学校で実施する専門教科・科目のいずれか1つ（実技試験も含む）
養護教諭	養護教諭に関する内容			

(3) 実技試験及び英会話力テスト内容

校種・職	実技試験の内容等										
中学校・高等学校教諭（音楽）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必須…弾き歌い <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>中学校…中学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編107ページに示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。</td> </tr> <tr> <td>高等学校…「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。</td> </tr> </table> ○ 選択…次のⅠ～Ⅲの中から1つを選択する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>選択項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Ⅰ ピアノ</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 声楽</td> <td>任意の1曲</td> </tr> <tr> <td>Ⅲ 器楽（ピアノ以外）</td> <td>任意の1曲（無伴奏でも可）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 声楽、器楽において伴奏を希望する場合は、原則として受験者による相互伴奏とする（必要な伴奏楽譜等は持参すること）。 ただし、予め伴奏を録音したCDを作成して持参し、そのCD伴奏で演奏することも可とする（CDプレーヤーは県教育委員会で準備するが、パソコン等で録音した音源は通常のCDプレーヤーで再生できないことがあるので注意すること）。</p>	中学校…中学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編107ページに示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。	高等学校…「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。	選択項目	内容	Ⅰ ピアノ	任意の1曲	Ⅱ 声楽	任意の1曲	Ⅲ 器楽（ピアノ以外）	任意の1曲（無伴奏でも可）
中学校…中学校学習指導要領（平成29年告示）解説音楽編107ページに示してある共通教材より事前に3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。											
高等学校…「イタリア歌曲集1・2」より事前に任意の3曲を準備し、当日試験官が1曲指定する。											
選択項目	内容										
Ⅰ ピアノ	任意の1曲										
Ⅱ 声楽	任意の1曲										
Ⅲ 器楽（ピアノ以外）	任意の1曲（無伴奏でも可）										
中学校・高等学校教諭（美術）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提示するテーマを基に<u>スケッチ及び粘土による立体造形</u>を行う。 ○ 受験者持参品：鉛筆（H～2B）、消しゴム ※ 粘土及び粘土板、粘土べら等の道具類は県教育委員会で準備する。 										
中学校・高等学校教諭（保健体育）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必須…水泳 ○ 選択…次のⅠ群～Ⅲ群の中からそれぞれ1種目選択する。 Ⅰ群（器械運動〔マット運動〕、陸上競技〔ハードル走〕） Ⅱ群（バレーボール、バスケットボール、ソフトボール） Ⅲ群（柔道、剣道、ダンス） <p>※ 上記のいずれについても、それぞれの運動ができる服装等を準備すること。 （柔道選択者で、柔道衣の下にTシャツを着用する場合は、白を着用すること） （水泳会場までの移動は、サンダル、Tシャツ、ハーフパンツを使用すること）</p> <p>※ 柔道衣、竹刀・防具類、グラブ等の用具は各自で準備すること。</p>										
中学校・高等学校教諭（英語）	外国語指導助手の進行により、討論形式で英会話力テストを行う（25分程度）。										

(4) 試験当日に持参すべきもの

持参すべきもの	注 意 事 項
受験票	6月中旬に送付されるので、写真〔縦4cm×横3cm、令和5年4月以降に撮影したもの〕を貼付しておくこと。
写真票	ダウンロードした写真票に、写真〔縦4cm×横3cm、受験票に貼付する写真と同じもの〕を貼付の上、必要事項を記入しておくこと。
返信用封筒1通 〔角形2号(24.0cm×33.2cm、糊又は両面テープ付き)〕	返信先を記入(「～行」と書かず「～様」とする)の上、郵便切手300円分を貼付しておくこと。 ※ 第1次選考の結果通知書送付用の封筒となるので、8月上旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
加点申請書及び加点申請に係る書類の原本	加点申請をした者は、加点申請書及びそれぞれの要件を証明する書類の原本を持参し、試験会場で提出すること(「加点制度」参照)。本部で確認後、試験当日に返却する。 ※ 改姓している場合は、改姓を証明できるものを持参すること。 ※ 免許・資格等を取得見込みで加点申請をした者は、受講中であることを証明する書類を提出すること。
時計	計時機能のみのものとする(通信機能付ウェアラブル端末腕時計は不可)。

(注) 上記の他、各校種・職及び教科・科目において特に必要な物品がある場合は、後日、採用試験ホームページに掲載するので、確認の上、当日持参すること。

(5) 第1次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する(令和5年7月28日(金)発送予定)。8月2日(水)までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。

併せて、採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する(7月28日(金)午前10時予定)。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

10 第2次試験

(1) 第2次試験を受験するよう通知された者のみ試験を受験する。

(2) 会場・期日・試験内容

会場	長崎県教育センター会場受験	オンライン受験(注②)
期日	令和5年8月23日(水)～9月4日(月)のうち指定された1日又は2日(注①)	令和5年8月26日(土)
試験内容	① 適性検査(オンラインによる事前受検) ② 個人面接 【小学校・中学校教諭】 ・教科に関する課題面接を含む。 【高等学校教諭・特別支援学校教諭】 ・教科等に関する模擬授業を含む。 ・高等学校教諭(英語)志願者は、英語による質疑応答を含む。 【養護教諭】 ・児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む。 ③ 実技試験(中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」受験者のみ)	① 適性検査(オンラインによる事前受検) ② 個人面接(教科に関する課題面接を含む)

(注) ① 中学校「技術」「家庭」、高等学校「家庭」受験者は、実技試験実施のため指定された日を含む2日。

② 小学校・中学校の「本免」申請者を対象とする(「本免」参照)。

(3) その他

① 第2次試験時に提出すべき書類及び上記実技試験・適性検査の内容については、第2次試験の受験通知と併せて通知する。

② **試験会場の敷地内は全て禁煙で、自家用車の乗り入れ・駐車を禁止する。また、会場周辺の公園や公共施設及び商業施設等への駐車は厳禁とする。**

(4) 第2次選考結果の通知

受験者全員に通知書を発送する(令和5年10月6日(金)発送予定)。10月11日(水)までに通知書が届かない場合は、高校教育課まで連絡すること。

併せて、採用試験ホームページにも合格者の受験番号を掲載する(10月6日(金)午前10時予定)。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

11 試験の評価・選考方法

(1) 評価及び評価の観点

試 験		評 価	観 点	
第1次試験	教職・一般教養試験	50点満点	○知識	○理解
	専門教科・科目試験	100点満点（音・美・体 以外） 50点満点（音・美・体）		
	実技試験	75点満点（中：音・美・体）	○技能	○態度
		100点満点（高：音・美・体）	○知識（体）	○表現（音・美）
英会話力テスト	15点満点（中英・高英）	○技能 ○知識	○態度 ○表現	

試 験		評 価	観 点	
第2次試験	実技試験	A～Eの5段階評価 （中技・中家・高家）	○技能 ○知識	○態度 ○表現
	小学校・中学校教諭 個人面接（教科に関する課題面接を含む）	10～1の10段階評価	○適性 ○社会性 ○専門性	○意欲 ○指導力
	高等学校・特別支援学校教諭 個人面接（模擬授業を含む）			
	養護教諭 個人面接（児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む）			

(2) 選考方法

第1次選考：第1次試験及び提出書類を資料として総合的に選考する。

第2次選考：第1次試験、第2次試験及び適性検査、提出書類を資料として総合的に選考する。

12 公開・開示

(1) 第1次試験の教職・一般教養、専門教科・科目試験の問題・解答例・配点については、過去5年分を県民センター（TEL：095-826-0141）等で公開している（教職・一般教養については、採用試験ホームページでも公開）。また、第2次試験の実技試験、課題面接及び模擬授業の問題については、過去5年分を県民センター等で公開している。

(2) 第1次試験（教職・一般教養、専門教科・科目、実技）の得点及びA～Dの4段階で示した第1次選考の総合判定ランク、第2次試験（実技、個人面接）の段階評価及びA～Cの3段階で示した第2次選考の総合判定ランクを希望者に通知する。

(3) 令和6年度選考試験の第2次試験不合格者の中で下表に該当する者については、令和7年度採用選考試験の第1次試験を免除する。ただし、令和6年度に受験した第2次試験と同一校種・職、教科・科目を受験する者に限る。免除対象者には、第2次試験選考結果通知にて知らせる。

区分	校種・職	対象となる志願者	免除内容
通免	小学校教諭	令和6年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。また、中学校教諭志願者で小学校を第2志望とした者については、小学校教諭普通免許状を取得又は取得見込みの者。ただし、令和6年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者（非常勤講師を含む）。	第1次試験の全て
	中学校教諭	令和6年度選考試験の第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者。ただし、令和6年度本県公立学校臨時的任用教員志願書を提出した者（非常勤講師を含む）。	
	高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭（全ての校種）	令和6年度選考試験の「区分Ⅱ」合格者のうち、名簿登載されなかった者。	

13 登載・任用

合格者は、長崎県公立学校教員採用候補者名簿に登載し、任用はこの中から選考して行う。

(1) 名簿登載期間

校種・職	区分	名簿登載期間
小学校教諭 中学校教諭	I	名簿登載日から令和7年3月31日まで
高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭(全ての校種)	I	名簿登載日から令和7年3月31日まで
	II	名簿登載日から令和5年12月31日まで

(2) 任用

校種・職	区分	任用について
小学校教諭 中学校教諭	I	原則として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。
高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭(全ての校種)	I	原則として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。
	II	(1)の区分IIに示す名簿登載期間に、区分Iの合格者に辞退者が出た場合又は定年退職以外の退職希望者が生じた場合に、区分IIの合格者の中から順に区分Iとして扱い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。

(3) 「区分II」の者のうち名簿登載されなかった者は、同一校種・職、教科・科目を受験する場合に限り、令和7年度採用選考試験の第1次試験の全てを免除する。

14 名簿登載期間更新制度

令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験において採用候補者名簿に登載された者のうち、次のX～Zの場合に限り、名簿登載期間を1年間延長できる。

【共通事項】

- ① 名簿登載期間更新の申請を希望する者は、出願時に願書の調査事項にその意志を明記する。
- ② 第2次選考結果通知で名簿登載期間更新申請の許可が与えられた場合は、令和5年12月末までに申請手続きをすることができる。なお、この手続きをする場合は、令和6年度の採用を辞退することになる。また、名簿登載期間の更新申請の許可を与えるのは若干名とする。
- ③ 名簿登載期間の再度の更新は、令和6年12月下旬(予定)に書類及び面接による審査を行い、決定する(面接の日時や提出書類等については、令和6年11月下旬までに別途通知する)。なお、複数年の申請を行う者は、1年ごとに更新申請をしなければならない。

【X】大学院進学予定又は大学院在籍に伴う名簿登載期間の更新

- ① 大学院進学予定者については、令和5年12月末までに大学院の合格が確定した者に限る。ただし、やむを得ない事情により期限内に手続きができない場合は長崎県教育委員会(志望校種・職の担当課)に連絡すること。
- ② 任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。

【Y】妊娠・出産・育児に伴う名簿登載期間の更新

- ① 第2次試験合格後、妊娠等により新たに申請を希望する場合は、すみやかに長崎県教育委員会(志望校種・職の担当課)に連絡すること。

【Z】合格後2年以内に普通免許状を取得見込みの者の名簿登載期間の更新

- ① 小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により合格した者に限る(「社会人特別採用選考」参照)。
- ② 令和8年3月31日までに志願する校種・教科の普通免許状を取得できない場合は、採用を取り消す。

15 その他

(1) 中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。

ただし、次の①～③について留意すること。

- ① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者とする。これにより小学校で合格した者は、教諭として採用する。
- ② 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象者とする。
- ③ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。

(2) この募集要項による選考審査で、採用予定者が確保できない校種、教科・科目等が生じた場合には、別に特別選考を実施する場合がある。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト